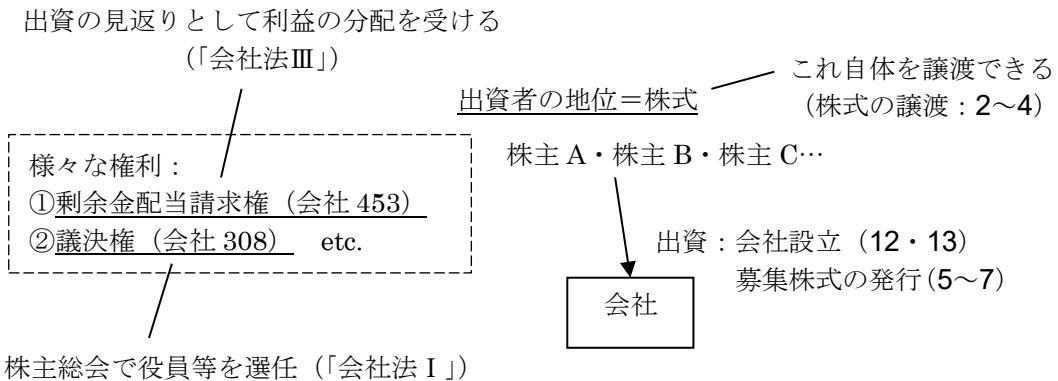


1. 株式の内容

1-1. 株式の内容のカスタマイズ

(1) 株式会社と株主・株式



(2) 株式の内容のカスタマイズ

株主の内容：会社法に定められる ⇔ カスタマイズのニーズ

- ①全部の株式に当てはまる形で特別の定め (1-1(3))
- ②内容が違う複数の種類の株式を発行 (種類株式。 1-2)
- ③株主ごとに権利を変える (属人的定め。 1-3)

(3) 全部の株式の内容についての特別の定め

(a) 譲渡制限 (会社 107 I ①)

事例 1-a 株式の内容についての特別の定め

A・B・C の 3 人は、一緒に株式会社を設立し、株主になるつもりである。3 人は、この会社を信頼できるメンバーだけでやりたいので、株主のうち誰かが、よく分からない人物に株式を譲渡することのないようにしたいと思っている。

株式の譲渡自由の原則（会社 127）

⇒ 閉鎖性維持のニーズ=会社 107 I ①（譲渡について会社の承認を要する）

* 公開会社（会社 2⑤）⇒非公開会社

株式会社=約 265 万社（国税庁「令和 5 年度分会社標本調査結果」）→非公開会社が大半

(b)取得請求権（会社 107 I ②）

株主が会社にその株式を取得するよう請求できる

(c)取得条項（会社 107 I ③）

一定の事由が生じたこと（一定の日付の到来 or 一定の事実の発生〔特定の事業の終了、上場会社になった etc.〕）を条件として、会社が株主からその株式を取得できる

(4)特別の定めをする方法

定款の定め（会社 107 II）——定款変更：(a)(c)について厳しい要件（資料参照）

1-2.種類株式

(1)種類株式

会社法の原則どおりの内容=普通株式 ⇔ 異なる内容=種類株式

(a)譲渡制限 (会社 108 I ④)

(b)取得請求権 (会社 108 I ⑤)

(c)取得条項 (会社 108 I ⑥)

(d)剰余金の配当 (会社 108 I ①)・残余財産の分配 (会社 108 I ②)

優先株式=他の種類の株式に先んじて配当を受けられる (劣後株式=他よりも後回し)

優先株式についての注意点 [テキスト Column3-4]

- ・先んじて配当を受けられる=配当の順位の問題であり額の多寡の問題ではない
- ・あくまで剰余金の配当だから、会社が剰余金の配当を決定しなければ優先配当もなし、分配可能額（会社 461 条→「会社法III」）の規制も遵守する必要
- ・優先配当がされなかった場合に次年度以降に持ち越されるかどうか（累積型／非累積型）は定款で定める
- ・優先配当がされた上でさらにその他の株式と同条件で配当を受けられるかどうか（参加型／非参加型）も定款で定める

(e)議決権制限 (会社 108 I ③)

株主総会で議決権を行使することができる事項について権利内容が異なる株式

(一定の事項 [役員の選任 etc.] について議決権なし、議決権一切なし [無議決権株式])

公開会社：発行数制限 (会社 115)

事例 1-b 種類株式の設計 1

A・B・C の 3 人は、一緒に株式会社を設立し、株主になるつもりである。さらに、D に出资してくれるよう頼んだが、D は、「会社の経営にはあまり興味はないけど、配当は確実にほしい」と言った。

(f)拒否権（会社 108 I ⑧）

株主総会などで決議すべき事項の全部・一部についてある種類の株式の株主の同意が必要

(g)クラス・ボーティング（会社 108 I ⑨）

種類ごとに一定数の取締役等を選任

（A 種株式が取締役 2 人・B 種株式が取締役 2 人を選任など）

指名委員会等設置会社・公開会社（会社 108 I 柱但）

事例 1-c 種類株式の設計 2

A・B・C の 3 人は、一緒に株式会社を設立し、株主になった。この会社は、ベンチャー・キャピタルである E ファンドに出資してもらうことになった。E ファンドは、A らに助言を行うとともに自分の利益を確保するために、一定数の取締役を送り込みたい。また、取締役会が E ファンドに不都合な事項を決定しないようにしたい。

ベンチャー・キャピタル (VC)

- ・未上場の新興企業に専門的に投資をするファンド
- ・投資先が成長し上場した際に株式を売却して大きな利益を得ることを目指す
- ・投資先が成長せず上場しなければ損失
- ・投資先の経営についてコンサルティングも行う

(h)全部取得条項（会社 108 I ⑦） [テキスト 3 章 1 節 6(2)(e)]

その種類の株式についてその会社が株主総会の特別決議によってその全部を取得

事例 1-d 全部取得条項付種類株式

P 会社は経営が悪化して債務超過（会社の資産 < 負債）に陥ったが、A が新たに出資をして P 会社を再建することになった。A はこのような出資をする条件として既存の株主を消去することを求めた。P 会社の既存の株主は B・C・D の 3 人だが、B（持株割合 30%）だけがそのような消去に難色を示した。そこで、P 会社は、B らの株式について全部取得条項を付した上で、株主総会の特別決議で B らの株式の全部を無償で（P 会社は債務超過なので B らの株式の価値はゼロだと考えられる）取得し、A に対して新たに株式を発行することにした。

(2)種類株式の実例（資料参照）

(3)種類株式について定める方法

定款の定め（会社 108 II・III）——定款変更：(a)(c)(h)について厳しい要件（資料参照）

(4)種類株主総会（会社 321～325）[テキスト 3 章 1 節 6(4)(a)～(c)]

ある種類の株式の株主だけで決議

①拒否権付種類株式、クラス・ボーティング ((1)(f)(g))

②種類株式発行会社（会社 2⑬）の行為がある種類の株式に損害を及ぼす場合（会社 322 I）

例：定款を変更して優先株式の優先配当額を削減

どういうときにどの種類の株式に損害が及ぶかは判断が難しいことも
→株式の種類の追加や内容の変更等でない場合、会社 322 II・III

1-3. 属人的定め

(1) 株主平等原則（会社 109 I）

種類株式は？（会社 109 I：「内容…に応じて」）

(2) 属人的定め

非公開会社：剰余金の配当・議決権等について株主ごとに異なる取扱い
(属人的定め。会社 109 II)

事例 1-e 属人的定め

A・B・C の 3 人は、一緒に株式会社を設立し、株主になった。3 人は、出資額はそれぞれ違うので、配当はそれに応じて受け取ることが合理的だが、株主総会でものを決める時には、3人が平等に議決権を持って決議をするのがよいと考えた。

* 種類株式との違い

(3) 属人的定めの限界

事例 1-f 属人的定めの限界

P 会社は、経営陣と対立している株主 A を排除するために、定款を変更して、A の 1 株あたりの議決権と配当受領権を他の株主の 100 分の 1 とする属人的定め（会社 109 II）を設けた。

東京地立川支判平 25・9・25 金判 1518-54